第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第２０号
栃木県那須郡那須町大字蓑沢111番地３
破産者　薄葉　敏幸（旧姓金澤）
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２２号
栃木県大田原市美原３丁目3323番地34
破産者　橋本　利信
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３９号
新潟市西区浦山４丁目13番18号
破産者　金井　和義
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０号
長崎県五島市玉之浦町玉之浦250番地
破産者　川脇　　繁
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第４１号
長崎県五島市玉之浦町玉之浦250番地
破産者　川脇いね子
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第１４１号
北海道芦別市北６条西２丁目６番地の４
破産者　滝沢　　和
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
仙台市青葉区国分町３丁目９番９―502号
破産者　佐竹　清子
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７２号
山形県鶴岡市温海丁270番地
破産者　粕谷　憲史
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７５号
福島市笹谷字清水18番地の７　プチあつみ笹谷205
破産者　山根　光夫（旧姓田茂）
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
福島県伊達市月舘町御代田字川原５番地１
破産者　鈴木　隆夫
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
福島市上鳥渡字しのぶ台61番地の５
破産者　小林　達哉
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成１９年（フ）第３５号
福島県西白河郡矢吹町八幡町217番地　チルドレンハウス101、申立時の住所福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前265番地
破産者　熊田　義明
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
福島県東白川郡塙町大字湯岐字湯岐前49番地１
破産者　水野　信夫
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９８０号
さいたま市西区大字指扇2806番地５、旧住所さいたま市西区大字指扇領別所366番地51
破産者　根本　勝弘
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５４号
埼玉県戸田市上戸田３丁目６番５―201号、破産開始決定時の住所埼玉県戸田市上戸田２丁目７番６―303号
破産者　本山　昌男
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
さいたま市見沼区大字新堤52番地29
破産者　木内　紀明
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３―３―304
破産者　佐々木和子（旧姓野口・田村）
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
埼玉県桶川市大字加納６番地の２
破産者　小野　明美
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1406番地１　星野アパートＣ
破産者　馬見塚陽子（旧姓麦倉）
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部